

## 第8回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年7月10日  
場 所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	欠	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	欠
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分  
閉 会 時 刻 午前 9時55分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	ただいまから第8回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第8回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第8回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1番議席多湖文貴委員と、14番議席樋口久義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) 議長	それでは、報告第13号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第13号

	<p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
議長	<p>報告第13号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	<p>議長 続きまして、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了</p>

		<p>になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は全て中間管理機構分です。4件、4筆、総面積 6,252 m<sup>2</sup>です。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、全て公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
(日程第4)	議長	<p>特に無いようですので、議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED] 委員に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、当該委員を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	事務局	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 4 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和 5 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の 3 条所有権移転の申請は、9 件、14 筆、面積 6,449 m<sup>2</sup>です。 &lt;16 番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の田です。 譲受人である大安町梅戸の [REDACTED] が大安町梅戸の [REDACTED]</p>

	<p>が所有する議案書に記載の 1 筆、700 m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;17番案件&gt;の申請地は、大安町平塚地内の田です。</p> <p>譲受人である員弁町市之原の [REDACTED] が大阪府豊中市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,553 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;18番案件&gt;の申請地は、大安町平塚地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である大安町平塚の [REDACTED] が大阪府豊中市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、2,740 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;19番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である員弁町北金井の [REDACTED] が員弁町楚原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,218 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;20,21,22番案件&gt;の申請地は、北勢町東貝野地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町東貝野の [REDACTED] が北勢町東貝野の [REDACTED] 、[REDACTED] 、[REDACTED] がそれぞれ所有する議案書に記載の 3 筆、167 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;23,24番案件&gt;の申請地は、大安町高柳地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町高柳の [REDACTED] が大安町高柳の [REDACTED] 、[REDACTED] がそれぞれ所有する議案書に記載の 2 筆、71 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>

(日程第 5)	議長	続きまして、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。
(日程第 6)		事務局の説明を求めます。
(日程第 7)		
	事務局	<p>日程第 5 議案第 40 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 5 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、6 件、18 筆で 6,177 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;23 番案件&gt;は、藤原町上之山田地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。現況は畠です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である大阪市に住所を有する [REDACTED] [REDACTED] が、藤原町上相場の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,168 m<sup>2</sup>を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p>&lt;24 番案件&gt;は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。現況は畠です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である鈴鹿市に住所を有する [REDACTED] [REDACTED] が、大安町丹生川上の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 4 筆、1,109 m<sup>2</sup>を隣接宅地と合わせて 2,861.20 m<sup>2</sup>を、11 棟の分譲宅地の内、農地部分は 4 棟の建売分譲として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は盛土を行い、周囲に L 型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。</p> <p>取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は敷地内道路側溝にて集水後、既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>&lt;25 番案件&gt;は、員弁町畠新田、大泉新田地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。現況は畠です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である員弁町大泉新田の [REDACTED] が、</p>

北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 5 筆、  
1,265 m<sup>2</sup>を、駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透及び既設の側溝に放流で対処します。

<26 番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。現況は畠です。

転用計画としては、譲受人である四日市市に住所を有する [REDACTED]  
[REDACTED] が、大安町石榑南の [REDACTED] が所有する  
議案書に記載の 3 筆、1,160 m<sup>2</sup>を、5 棟の建売分譲住宅地として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大 1.4m 盛土及び切土を行い、周囲に L 型擁壁等を施工し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は敷地内道路側溝にて集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<27 番案件>は、大安町石榑北山地内の田です。農地区分は、2 種農地です。現況は田です。

転用計画としては、譲受人である福岡市に住所を有する [REDACTED]  
[REDACTED] が、大安町石榑北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,443 m<sup>2</sup>を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地し、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<28 番案件>は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。現況は宅地となっています。

転用計画としては、北勢町阿下喜の [REDACTED] が北勢町阿下喜の [REDACTED]  
[REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、32 m<sup>2</sup>を、平成 16 年に住宅を建築した際、境界を越境して住宅建築をしていたことへの是正の申請です。

今回議案第 42 号使用貸借権 7 番を転用申請するにあたり、境界確認したところ、事象が判明した次第です。

農地法の手続きを得ずに転用したことへの始末書は提出済みです。

既設擁壁及び側溝にて周囲の農地への影響はないとの申請が出ております。

続きまして、日程第6 議案第41号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、902 m<sup>2</sup>です。

<6番案件>は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、3種農地です。現況は畠です。

転用計画としては、賃借人である四日市市に住所を有する [REDACTED]

[REDACTED] が、愛知県岩倉市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、902 m<sup>2</sup>を、屋外ラジコンサーチキット場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行います。取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第7 議案第42号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、382 m<sup>2</sup>です。

<7番案件>は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は3種農地です。現況は畠です。

転用計画としては、使用借人である東員町の [REDACTED] が、北勢町阿下喜の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、382 m<sup>2</sup>を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大90 cmの盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は集水し側溝に放流します。

以上5条所有権移転6件、5条賃貸借1件、5条使用貸借1件の計8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

	<p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきまして、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第40号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第41号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第42号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第40号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第41号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第42号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>

(日程第 8)	議長	<p>続きまして、議案第 43 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p><b>日程第 8 議案第 43 号</b>  <b>非農地証明願承認について（委員会処分）</b></p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和 5 年 7 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 3 件、4 筆、746.61 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;19 番案件&gt;の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畠の 1 筆です。</p> <p>願出者は大安町門前の [REDACTED] で、平成 5 年以前から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;20 番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、畠の 1 筆です。</p> <p>願出者は員弁町大泉新田の [REDACTED] で、平成元年から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;21 番案件&gt;の申請地は、員弁町宇野地内の台帳地目、田、畠の 2 筆です。</p> <p>願出者は京都市の [REDACTED] で、昭和 50 年から 425 番は原野に、284 番は宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上 3 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他には特に無いようですので、議案第 43 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p>

	議長	よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>毎年ですが、8月が農地パトロールの強化月間となっています。</p> <p>今年も8月にパトロールをしていただいて、遊休農地もしくは無断転用が発生していた場合は、別紙のとおりにご報告をしていただきたいと思います。もし場所が分からないという場合は、事務局にご連絡いただきましたら事務局も一緒に現地を確認させていただきます。ご協力よろしくお願ひいたします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>次回は、8月3日午前9時から現地調査、1番議席多湖文貴委員と5番藤田一房委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、8月10日です。場所は、本庁舎2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第8回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
【午前 9時55分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者